

PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニンに係る 食品健康影響評価について

1. 経緯

「PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニン」については、平成 24 年 5 月 1 日付けで遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、L-フェニルアラニンの生合成能力の向上を目的に、*Escherichia coli* ATCC13281 株由来の変異株である PHE3140 株を宿主とし、*E. coli* 由来の L-フェニルアラニン生合成に関与する遺伝子に *E. coli* 由来のプロモーターを連結したものを導入して作成した PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニンである。

なお、PHE1213 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有しない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、強化剤として使用され、従来の L-フェニルアラニンと利用目的や利用方法に関して相違はない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること
- ・既存の非有効成分の含有量の増加は認められず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」の要件を満たしていると考えられている。